

Q9 特別支援学級の自立活動とは、 どのように行えばいいのですか。

1 自立活動の教育課程での位置付け

自立活動の指導は、障害のある子どもたちが自立や社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、特別支援学校に特別に設けられた領域です。障害のある子どもたちの教育に当たっては、教育課程上重要な位置を占めています。

特別支援学級の教育課程は特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成しますので、自立活動を設ける必要があります。

2 自立活動の目標

この領域は、子どもたちが主体的で積極的な活動を通して自立を目指すというものです。

この領域では子どもたちが自ら、日常生活や学習場面で、その障害によって生じるつまづきや困難を軽減しようとしたり、障害があることを受容したりすることをねらいとしています。

また、一人一人の子どもたちの発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することもねらいとしています。

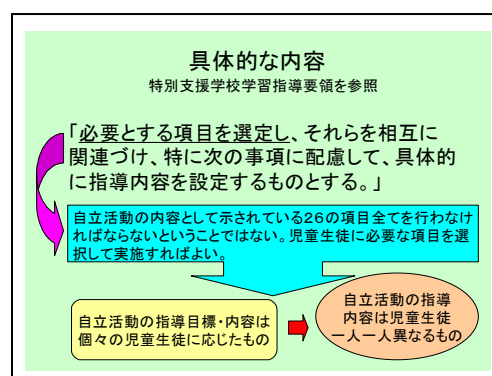
学校教育そのものが今、「生きる力」をテーマに掲げながら新しい時代に進んでいます。特別支援教育もまさに「生きる力」をどう培っていくかが大きなテーマです。また、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実していくことが求められています。

3 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理されています。

今回の改訂では、社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」、「他者の意図や感情の理解に関すること。」、「自己の理解と行動の調整に関すること。」、「集団への参加の基礎に関すること。」、「感覚や認知の特性への対応に関すること。」が新たに追加され、新たな区分「3 人間関係の形成」を含む6区分26項目に整理されました。

具体的な「指導内容」は、各教科のようにすべてを取り扱うものではなく、子どもた



ち一人一人の実態により、26の項目のうち必要なものを選択し、個別の指導計画を作成し実施します。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

4 自立活動の指導の時間

自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて適切に行わなければなりません。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要があります。

自立活動の時間（週時程に設定されている時間）の指導は、学校の教育活動全体を通して行うものの一部で、各教科などに関連づけて適切な個別の指導計画の下に指導します。

5 自立活動の時間の授業時数

自立活動の時間（週時程に設定されている時間）の授業時数は、子どもたちの障害の状態

に応じて適切に定めます。

知的障害特別支援学級については、各教科等を合わせた指導の中で自立活動の内容を指導することも可能です。